

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第11回総会

日時：令和4年1月25日（火）午前11時00分～

場所：Webによるオンライン会議

— 会 議 次 第 —

議 事

1 答 申

「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価書案

「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（北地区）」環境影響評価書案

「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（中地区）」環境影響評価書案

「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（南地区）」環境影響評価書案

2 受理報告

3 その他

【審議資料】

資料1 「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価書案について

資料2 「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（北地区）」環境影響評価書案について

資料3 「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（中地区）」環境影響評価書案について

資料4 「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（南地区）」環境影響評価書案について

資料5 受理報告

< 出席者 >

| | | |
|----|-------|------|
| 委員 | 会長 | 柳委員 |
| | 第一部会長 | 齋藤委員 |
| | 第二部会長 | 宮越委員 |
| | 荒井委員 | 堤委員 |
| | 池邊委員 | 平林委員 |
| | 池本委員 | 廣江委員 |
| | 奥委員 | 水本委員 |
| | 日下委員 | 宗方委員 |
| | 玄委員 | 森川委員 |
| | 小林委員 | 保高委員 |
| | 袖野委員 | 渡邊委員 |
| | 高橋委員 | |

(20名)

| | |
|-----|--------------|
| 事務局 | 木村政策調整担当部長 |
| | 宮田アセスメント担当課長 |
| | 下間アセスメント担当課長 |

資料 1

令和4年1月25日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 宮 越 昭 暢

「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「国立印刷局王子工場整備事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和3年7月20日に「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

騒音・振動の予測では、最大値出現地点が中高層住宅等に近接する北側境界付近となることから、防音シート等の採用や建設機械の配置、台数を詳細に検討するなど環境保全のための措置を徹底し、工事施行中の騒音・振動の一層の低減に努めること。

【土壌汚染、廃棄物 共通】

本事業では、形質変更する敷地の一部で土壌汚染が確認されており、拡散防止措置を講じるとしている。

工事の施工に際しては、掘削時の拡散防止等十分な環境保全措置を講じること。また、事後調査において汚染状況、周辺環境への影響及び対策実施状況について詳細な報告を行うとともに、汚染範囲外の発生土等の再資源化状況について報告すること。

【審議経過】

| 区 分 | 年 月 日 | 審 議 事 項 |
|-----|-----------------|-------------|
| 審議会 | 令和 3年 7 月 20 日 | ・評価書案について諮問 |
| 審議会 | 令和 3年 8 月 20 日 | ・現地視察 |
| 部 会 | 令和 3年 11 月 24 日 | ・質疑及び審議 |
| 部 会 | 令和 3年 12 月 17 日 | ・質疑及び審議 |
| 部 会 | 令和 4年 1 月 18 日 | ・総括審議 |
| 審議会 | 令和 4年 1 月 25 日 | ・答申 |

※都民の意見を聴く会は、公述人の申出がなかったため開催されなかった。

資料 2

令和 4 年 1 月 25 日

東京都環境影響評価審議会
会長 柳 憲 一 郎 殿

東京都環境影響評価審議会
第二部会長 宮 越 昭 暢

「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (北地区)」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画(北地区)」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和3年6月29日に「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画(北地区)」環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高い上に環境基準を超えることから、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底し、隣接する開発事業者相互が連携して大気質への影響の低減に努めること。また、隣接の開発計画の工事用車両及び関連車両の影響も懸念されることから、これらを含めた予測を行うこと。

【騒音・振動】

計画地の環境騒音は、現況においても昼間・夜間共に環境基準を超過しており、さらに隣接の開発計画の工事用車両の影響も懸念されることから、これを含めた予測を行うとともに、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底し、隣接する開発事業者相互が連携して道路交通騒音の低減に努めること。

【風環境】

本事業は、駅や公園を含めた一体的な歩行者ネットワークを整備する計画であり、不特定多数の人の利用が見込まれることから、より一層の防風対策を検討すること。また、事後調査においては、防風対策の効果を確認し、必要に応じて適切な対策を講じること。

【景観】

計画建築物は、皇居外苑や日比谷公園等に近接しており、地域の代表的な景観の一部となるとともに、駅や公園を含めた一体的な歩行者ネットワーク形成に資するなど公共性が高いことから、今後、詳細なデザインや色彩等の決定に際しては、地域関係者と十分な協議を重ねた上で、一体として長大な壁面とならないように隣接する建築物との調和に努めること。

【審議経過】

| 区 分 | 年 月 日 | 審 議 事 項 |
|-----|-----------------|-------------|
| 審議会 | 令和 3年 6 月 29 日 | ・評価書案について諮問 |
| 審議会 | 令和 3年 9 月 28 日 | ・現地視察 |
| 部 会 | 令和 3年 11 月 24 日 | ・質疑及び審議 |
| 部 会 | 令和 3年 12 月 17 日 | ・質疑及び審議 |
| 部 会 | 令和 4年 1 月 18 日 | ・総括審議 |
| 審議会 | 令和 4年 1 月 25 日 | ・答申 |

※都民の意見を聴く会は、都民からの意見書の提出がなかったため開催されなかった。

資料 3

令和 4 年 1 月 25 日

東京都環境影響評価審議会
会長 柳 憲 一 郎 殿

東京都環境影響評価審議会
第二部会長 宮 越 昭 暢

「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画 (中地区)」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画(中地区)」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和3年6月29日に「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画(中地区)」環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高い上に環境基準を超えることから、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底し、隣接する開発事業者相互が連携して大気質への影響の低減に努めること。また、隣接の開発計画の工事用車両及び関連車両の影響も懸念されることから、これらを含めた予測を行うこと。

【騒音・振動】

計画地の環境騒音は、現況においても夜間の環境基準を超過しており、さらに隣接の開発計画の工事用車両の影響も懸念されることから、これを含めた予測を行うとともに、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底し、隣接する開発事業者相互が連携して道路交通騒音の低減に努めること。

【風環境】

本事業は、公園や駅を含めた一体的な歩行者ネットワークを整備する計画であり、不特定多数の人の利用が見込まれることから、より一層の防風対策を検討すること。また、事後調査においては、防風対策の効果を確認し、必要に応じて適切な対策を講じること。

【景観】

計画建築物は、皇居外苑や日比谷公園等に近接しており、地域の代表的な景観の一部となるとともに、公園や駅を含めた一体的な歩行者ネットワーク形成に資するなど公共性が高いことから、今後、詳細なデザインや色彩等の決定に際しては、地域関係者と十分な協議を重ねた上で、一体として長大な壁面とならないように隣接する建築物との調和に努めること。

【審議経過】

| 区 分 | 年 月 日 | 審 議 事 項 |
|-----|-----------------|-------------|
| 審議会 | 令和 3年 6 月 29 日 | ・評価書案について諮問 |
| 審議会 | 令和 3年 9 月 28 日 | ・現地視察 |
| 部 会 | 令和 3年 11 月 24 日 | ・質疑及び審議 |
| 部 会 | 令和 3年 12 月 17 日 | ・質疑及び審議 |
| 部 会 | 令和 4年 1 月 18 日 | ・総括審議 |
| 審議会 | 令和 4年 1 月 25 日 | ・答申 |

※都民の意見を聴く会は、公述人の申出がなかったため開催されなかった。

資料 4

令和 4 年 1 月 25 日

東京都環境影響評価審議会
会長 柳 憲 一 郎 殿

東京都環境影響評価審議会
第二部会長 宮 越 昭 暢

「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (南地区)」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (南地区)」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和3年6月29日に「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (南地区)」環境影響評価書案 (以下「評価書案」という。) について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高い上に環境基準を超えることから、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底し、隣接する開発事業者相互が連携して大気質への影響の低減に努めること。また、隣接の開発計画の工事用車両及び関連車両の影響も懸念されることから、これらを含めた予測を行うこと。

【騒音・振動】

計画地の環境騒音は、現況においても夜間の環境基準を超過しており、さらに隣接の開発計画の工事用車両の影響も懸念されることから、これを含めた予測を行うとともに、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底し、隣接する開発事業者相互が連携して道路交通騒音の低減に努めること。

【風環境】

本事業は、駅や公園を含めた一体的な歩行者ネットワークを整備する計画であり、不特定多数の人の利用が見込まれることから、より一層の防風対策を検討すること。また、事後調査においては、防風対策の効果を確認し、必要に応じて適切な対策を講じること。

【景観】

計画建築物は、皇居外苑や日比谷公園等に近接しており、地域の代表的な景観の一部となるとともに、駅や公園を含めた一体的な歩行者ネットワーク形成に資するなど公共性が高いことから、今後、詳細なデザインや色彩等の決定に際しては、地域関係者と十分な協議を重ねた上で、一体として長大な壁面とならないように隣接する建築物との調和に努めること。

【審議経過】

| 区 分 | 年 月 日 | 審 議 事 項 |
|-----|-----------------|-------------|
| 審議会 | 令和 3年 6 月 29 日 | ・評価書案について諮問 |
| 審議会 | 令和 3年 9 月 28 日 | ・現地視察 |
| 部 会 | 令和 3年 11 月 24 日 | ・質疑及び審議 |
| 部 会 | 令和 3年 12 月 17 日 | ・質疑及び審議 |
| 部 会 | 令和 4年 1 月 18 日 | ・総括審議 |
| 審議会 | 令和 4年 1 月 25 日 | ・答申 |

※都民の意見を聴く会は、公述人の申出がなかったため開催されなかった。

受 理 報 告 (1 月)

| 区 分 | 対 象 事 業 名 称 | 受 理 年 月 日 |
|----------------------|---|------------|
| 1 環 境 影 響 評 価 書 | 北清掃工場建替事業 | 令和3年12月9日 |
| | (仮称)新砂総合資源循環センター建設事業 | 令和4年1月6日 |
| 2 事 後 調 査 報 告 書 | 豊洲新市場建設事業(千客万来施設の工事の施行中その2) | 令和3年11月18日 |
| | 府中都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線及び国立都市計画道路3・3・2号東京八王子線(府中市西原町二丁目～国立市谷保間)建設事業(工事の施行中その3) | 令和3年11月19日 |
| | 株式会社昭和石材工業所古里鉱業所採掘区域拡張事業(工事の施行中その6) | 令和3年12月1日 |
| 3 着 工 届 (事後調査計画書) | 多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線(稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間)建設事業 | 令和3年12月7日 |

受 理 年 月 日

令和3年12月9日

「北清掃工場建替事業」
環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連

| 項 目 | 環境影響評価書案審査意見書の内容 | 環境影響評価書の記載内容 |
|-------|--|---|
| 大気汚染 | <p>計画地周辺には学校や住宅が近接していることから、工事施行中の粉じんの飛散防止について、環境保全の措置を徹底すること。また、粉じんの飛散防止対策並びにダイオキシン類を含むばいじん等の事前除去方法について、周辺住民への周知・説明を十分に行うこと。</p> | <p>焼却炉設備解体時の汚染物拡散防止対策、並びに既存建築物等解体時の粉じん及び騒音・振動対策について、解体工事の内容を追記・修正した。(本編 35、36 ページ)</p> <p>工事の施行中における粉じん及び騒音・振動対策について、事業実施に当たって地域住民に周知・説明することを追記した。(本編 55 ページ)</p> <p>また、環境保全のための措置に、既存建築物及び煙突外筒について、ワイヤーソー等静的工法を可能な限り採用すること、及び工事関係者に散水やシートによる養生など粉じん発生防止の取組みを周知徹底することを追記した。(本編 159、160 ページ)</p> |
| 騒音・振動 | <p>工事の施行中における騒音・振動については、計画地に近接して住宅があり、特に解体工事に伴う振動への影響が懸念されることから、適切な騒音・振動対策等について、周辺住民への十分な周知・説明を行うとともに、更なる環境保全のための措置を検討すること。</p> | <p>工事の施行中における粉じん及び騒音・振動対策について、事業実施に当たって地域住民に周知・説明することを追記した。(本編 55 ページ)</p> <p>また、環境保全のための措置に、既存建築物及び煙突外筒について、ワイヤーソー等静的工法を可能な限り採用すること、及び運転手等の関係者に車両の走行ルート限定、安全走行など騒音・振動低減の取組みを周知徹底することを追記した。(本編 260 ページ)</p> |

| 項 目 | 環境影響評価書案審査意見書の内容 | 環境影響評価書の記載内容 |
|--------------|--|---|
| 騒音・振動 | <p>計画地周辺の道路交通騒音は、現状においても全ての地点で環境基準を超えていることから、工事用車両やごみ収集車両等の走行に当たっては、環境保全のための措置を徹底し、道路交通騒音の低減に努めること。</p> | <p>環境保全のための措置に、運転手等の関係者に車両の走行ルートの設定、安全走行など騒音・振動低減の取組みを周知徹底することを追記した。(本編 260 ページ)</p> |
| 土壌汚染 | <p>土壌汚染対策法第 4 条及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 116 条の施行前より管理してきた汚染土壌封込め槽については、計画地内の地下水流動の状況を踏まえた上で、封込め槽の影響を把握できる地点において、現在においても機能が維持されていることを確認するための十分な調査を実施するとともに、工事の完了後においても地下水のモニタリングを定期的に行うなど機能が維持されるよう適切に管理すること。</p> | <p>事業の実施に当たっては、地下水流動の状況を踏まえ、封込め槽周縁に観測井を設置し地下水質の定期測定を行っていくことを追記した。(本編 275 ページ)</p> |
| 地盤、水循環 共通 | <p>住宅地に近接する軟弱地盤の掘削を伴うため、地下水に影響を及ぼす工種の施工中及び施工後の一定期間において、地下水位及び地盤変位のモニタリングを適切に実施し、地盤沈下の未然防止を図ること。また、モニタリング等、環境保全のための措置の実施に際しては、過去の建替え工事時に得られた知見を活用すること。</p> | <p>環境保全のための措置に、既存施設の建替工事事例も配慮し、ディープウェル等及びリチャージウェル等の設置により周辺地下水の水位及び流況への影響を防止することを、追記した。また、地下く体工事完了後から一定期間、地盤変形測量により地盤面の変位を測定することを追記した。(本編 316、317 ページ)</p> |
| 景観 | <p>既存建築物は、「北区景観百選」に選定されるなど、地域の代表的な景観資源であることに鑑み、計画建築物のデザイン検討の際には、関係地域の景観に関する法令や計画等を踏まえるとともに、地域関係者と十分な協議・調整を重ねた上で、評価の指標との整合を図ること。</p> | <p>環境保全のための措置に、計画建築物の外観意匠については、北区と十分に協議・調整を行うことを追記した。(本編 402 ページ)</p> |

受 理 年 月 日
令和4年1月6日

「(仮称) 新砂総合資源循環センター建設事業」
環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連

| 項 目 | 環境影響評価書案審査意見書の内容 | 環境影響評価書の記載内容 |
|--------|--|---|
| 廃棄物 | 計画建物の建設に伴う廃棄物については、廃棄物の種類ごとに発生量、再資源化量等を予測し、評価の指標に適合するとしているが、再資源化率については指標との乖離があることから、適合するとした根拠を明らかにした上で、事後調査において発生量、再資源化量等を詳細に報告すること。 | 建設廃棄物の再資源化率が評価の指標に適合する根拠として、分別を徹底し、再資源化可能な中間処理施設において処理、再資源化を行うことを追記した。 また、工事施工中の廃棄物排出量、再資源化量等について明らかにし、事後調査報告書において報告することを、環境保全のための措置に追記した。(本編 311、312 ページ) |
| 温室効果ガス | 環境保全のための措置に挙げられているバイオガス発電設備、地中熱利用システム及び太陽光発電などの様々な対策については、温室効果ガスの削減に有効な対策と期待されることから、導入の結果と具体的な効果を検証するため、事後調査において詳細に報告すること。 | 環境保全のための措置に、施設の稼働に伴うエネルギー使用量、二酸化炭素の発生及び削減の量について明らかにし、事後調査報告書において報告することを追記した。(本編 323 ページ) |